自治体名	高知県本山町	区分	単独 直営＋委託（社協）
キーワード	小規模自治体の取組、地域包括支援センターと社協の連携		

人口約3500人の小規模な町における中核機関の整備

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	3,486人
面　　積	134.22㎢
高齢化率	45.44%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	9人
障害者相談支援事業所	1か所
療育手帳所持者数	45人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	27人

（2018年度末時点・利用者数は2018年度実績）

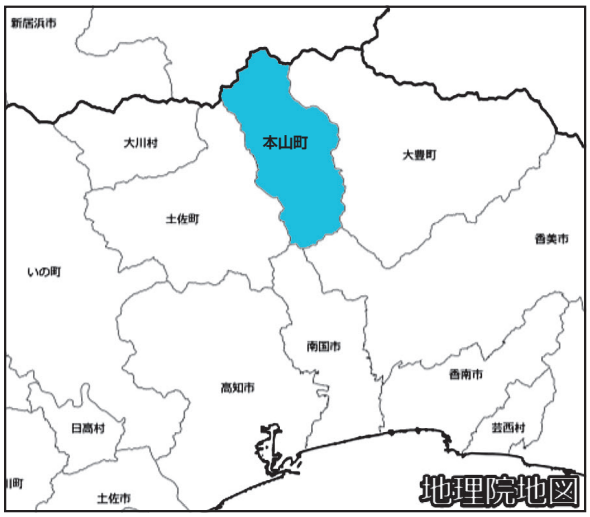

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
16人	15人	1人	0人	0人

②町長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		0件	0件	0件	0件
内訳	高齢者	0件	0件	0件	0件
	障害者	0件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
0件	0件	0件	0件

3．事例のポイント

▶人口約3500人の町における中核機関

規模が小さな町が単独で中核機関を整備した事例です。実際の実務は既存の取組を生かしているが、「中核機関」という看板を掲げることで大きな変化がありました。

▶国の基本計画を受け２年半かけ整備

町と社協が中心となり、専門職や関係機関とともに中核機関の整備、法人後見事業の立ち上げ、計画策定について約２年半かけて検討し、事業を立ち上げました。

▶ケース会議を生かした受任調整

ケース会議にて、方針決定と受任調整を兼ねた検討を行っています。ケースの課題整理を行い、後見申立てが必要と判断された場合は、申立者、類型、候補者の選定を検討しています。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2017年６月	国の基本計画を受け、町の健康福祉課、地域包括支援センター、町社会福祉協議会、障害者支援施設、高知県社協で「法人後見の実施に向けた協議」を開始、４回開催。 Point 1 近隣町の権利擁護センターを視察。
2018年２月	本山町権利擁護支援センター設立検討委員会を開始。 Point 2
2018年６月	本山町権利擁護支援センター設立検討委員会設置条例を整備。
2018年10月	本山町権利擁護支援センター事業の委託契約を本山町社協と締結（単年度）。
2018年11月	本山町権利擁護センター設置条例、 本山町権利擁護センター運営委員会設置条例、 本山町権利擁護センター事業実施要綱を整備。
2018年12月	本山町権利擁護センター（愛称さくら）整備。 Point 3
2019年３月	本山町権利擁護センター運営協議会を開催。
2019年９月	本山町成年後見制度利用促進計画を策定。

POINT

Point 1

まずは中核機関設置に向けた検討を開始しました。町役場も社協も法人後見事業と権利擁護センターの役割を混同していることがわかり、勉強を兼ねて整理することとしました。

また中核機関の検討は、町の成年後見制度利用促進計画の整備と同時に行っています。

Point 2

権利擁護センター設立検討委員会では、司法・福祉専門職、家庭裁判所、県、障害者支援施設などに声をかけ、新たな体制枠組みで検討を開始しました。当時の設立検討委員会の委員の多くは、センター設立後の運営委員会委員として関わっています。

Point 3

2019年度の権利擁護センター委託事業費は、町一般財源（4405千円）、交付税（104千円）です。

※但し、地域支援事業補助金や地域支援事業費交付金も活用しています。

なぜ町に権利擁護センターの設立が必要と考えたのでしょうか？

やまあいの町で、我慢するのが普通、という控えめな方が多い中、まずは一人で悩まなくてよいと、広報・啓発に取り組もうと考えました。

また困難事例を関係者が連携して検討する場を、組織的に整備する必要性を感じていました。

Ⅲ. 本山町における体制の特徴について

1．中核機関の体制

直営プラス一部委託 で中核機関の整備を行いました。担当者は、町役場健康福祉課１名、町社協の相談員（社会福祉士）１名です。

広報や相談対応、チームの支援、関係機関との連携等は町社協で対応していますが、町と適宜情報共有をはかり、町もサポート体制を整えています。

センターの運営委員会は協議会として位置づけられており、町が運営に関わっています。2019年度は運営協議会にて成年後見制度利用促進計画案の検討が行われました。

本山町権利擁護センター運営委員会（協議会）の体制

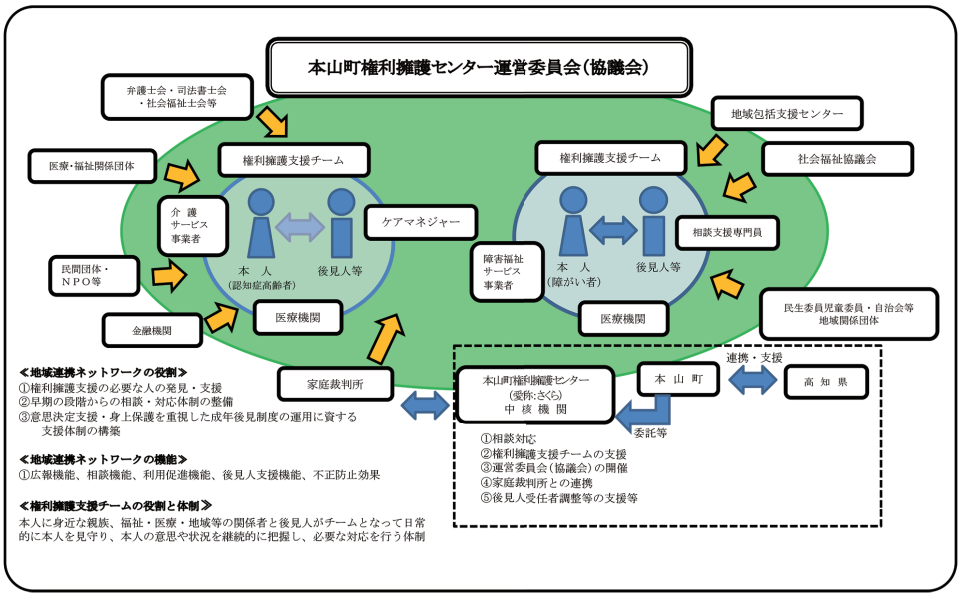

困難事例については、随時「ケース会議」を開催しています。ケース会議の検討メンバーは介護・福祉関係者、町（健康福祉課・地域包括支援センター）、権利擁護センター職員ですが、中核機関の委託内容に専門職の検討参加に伴う報酬も含まれているため、必要な時はすぐに専門職への依頼ができるようになりました。

ケース会議は、方針決定、受任調整も兼ねています。課題整理と権利擁護支援の必要性を検討するとともに、もし後見申立てが必要になった場合には、申立者、類型、候補者の選定までをケース会議で検討しています。

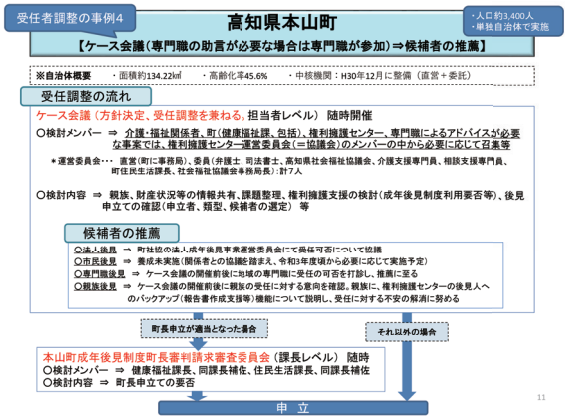

高知県本山町の受任者調整（厚生労働省HPより）
https://www.mhlw.go.jp/content/000571366.pdf

2．広報・啓発の取組

本山町における成年後見制度利用促進計画の検討では、本山町における課題項目として以下の４点があげられました。

①成年後見制度が知られていない。

②制度や手続きが複雑で、福祉関係者でも理解が不十分である。

③専門的な相談窓口がない。

④支援者数が少なく、関わったら多くの物事を担うと感じている。

このような課題を解決するためには、まずは成年後見制度の**普及啓発が第一歩**であり、住民の方々や専門機関、行政が一体となって、成年後見制度の理解を深めていくことが重要、と整理されました。

本山町権利擁護センターさくらのパンフレットは、本人にとってもわかりやすいよう、表現が工夫されています。

本山町権利擁護センターさくら　パンフレットより

担当者より

需要がない、ということは絶対にありません。制度を必要としている人は、どんな山奥にもおられます。相談窓口が看板をあげておく必要があります。

窓口となる担当部署を決め、話し合いをはじめたら、かたちとなっていくのではないでしょうか。

■参考URL　連絡先

高知県本山町健康福祉課
TEL：0887-70-1060
URL：http://www.town.motoyama.kochi.jp/